

先着順！

アライグマ 捕獲器購入費補助金

近年、アライグマによる農作物の被害が増加しています。そこで、上尾市ではアライグマの捕獲を推進し、農作物の被害の抑制を図るため、アライグマ捕獲器の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者

市内在住で次の①と②の両方に当てはまる方
①市農業委員会の農家台帳に登録されている方
②従事者証を取得している方

対象 捕獲器

次の①と②の両方に当てはまるもの
①既製品であること
②販売業者から購入したものであること

補助率

一基当たり購入金額の2分の1※（上限5千円）
※購入費用からは消費税を除き、百円未満は切り捨て

補助制限

一世帯当たり年間2基まで

期 間

令和7年4月1日～令和8年3月31日
※補助対象経費は上記期間中に生じたものが対象です

この補助金は、予算の範囲内で補助金を交付します。無くなり次第終了となります。補助金を利用する際は、事前に農政課までお問合せください。

上尾市役所 農政課（本庁舎5階）
〒362-0014 上尾市本町三丁目1-1

☎ 048-775-7384

裏面へ

手続きの手順はこちら

1

農政課に連絡



- ・購入前に必ず、補助金を受けられるか確認してください。

2

交付申請を提出（申請者→農政課）

以下の書類を提出して下さい。



- ・上尾市アライグマ捕獲器購入費補助金交付申請書
- ・捕獲従事者証の写し（有効期限内のもの）



- ・領収書（**レシート不可**）
- ・捕獲器を設置したことがわかる写真

3

交付決定の受け取り（農政課→申請者）

以下の書類を送付いたします。



- ・上尾市アライグマ捕獲器購入費補助金交付決定通知書
- ・上尾市アライグマ捕獲器購入費補助金請求書
- ・アライグマ捕獲記録表（年度末に提出していただきます）

4

請求書を提出（申請者→農政課）

以下の書類を提出して下さい。



- ・上尾市アライグマ捕獲器購入費補助金請求書
- ※振込口座は、必ず申請者本人の名義としてください。
- ・上尾市アライグマ捕獲器購入費補助金交付決定通知書の写し

5

振込（農政課→申請者）

- ・振込通知書は送付しませんので、通帳を記載するなどしてご確認ください。

Q & A

Q. 対象機器はどこで購入したらよいか

A. お近くのホームセンター等でお買い求めください。

Q. 領収書はどのようなものか

A. 金額、購入者の氏名、購入日、販売業者の住所及び氏名又は名称、機器名の名称及び型式があるもの

Q. アライグマを捕獲したらどうすればよいのか

A. 平日の午前9時半までに生活環境課または農政課へ連絡してください（土日祝日、年末年始は回収できません）。
午前10時以降にシルバー人材センターが回収に伺います。